

第36回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所渋谷神泉ビル
当社 本社 2階会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	48
監査報告	57

株主各位

証券コード 8869

2022年6月10日

東京都渋谷区神泉町9番6号

明和地所渋谷神泉ビル

明和地所株式会社

代表取締役社長 **原田 英明**

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を適切に実施して開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都渋谷区神泉町9番6号 明和地所渋谷神泉ビル 当社 本社 2階会議室 <small>（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件
4 議決権行使についてのご案内	(1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の 意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた 議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして お取り扱いいたします。

以上

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の
当社ウェブサイト（アドレス <https://www.meiwajisyo.co.jp/corp/>）に掲載させていただきます。

〈株主の皆様へのお願い〉

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 昨年同様、短縮した時間並びに縮小した規模での開催になります。
2. 受付開始時間は9時30分になります。
3. 議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知をご確認いただきますようお願い申し上げます。
4. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性があります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
5. お土産及びキッズルームのご用意はございません。
6. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用やアルコール消毒をお願いいたします。
7. 当日は受付前に体温計にて株主様の体温を計測させていただき、発熱があると確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
8. 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年××月××日

基幹日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

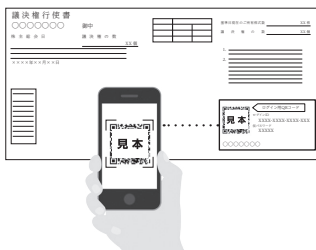
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

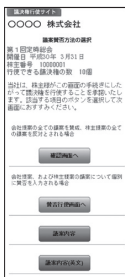
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

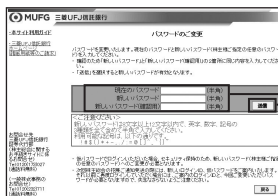
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株につき金 35円 配当総額 820,668,940円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 本条の規定は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	原 田 英 明	代表取締役社長	再任
2	かき 柿 崎 宏 治	常務取締役執行役員 流通事業本部担当 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役	再任
3	よし 義 澤 俊 介	常務取締役執行役員 管理本部、関係会社担当 明和管理株式会社代表取締役 明和ファイナンス株式会社代表取締役 明和ライフサポート株式会社代表取締役	再任
4	すず 鈴 木 真	取締役執行役員 流通事業本部長（ウェルスソリューション部担当）	再任
5	み 三 平 慎 也	取締役執行役員 開発事業本部担当	再任
6	ふく 福 真 吉 葉	取締役執行役員 開発事業本部長（マンション事業部担当）	再任
7	かわ 川 田 幸 司	取締役執行役員 営業本部、支店担当	再任
8	おお 太 田 明	取締役執行役員 開発事業本部長（建設部・品質管理部担当）	再任
9	こ 小 林 大 祐	社外取締役 ワコー電子株式会社代表取締役社長 株式会社グリーン電子代表取締役社長	再任 社外 独立
10	いた 板 倉 雅 明	社外取締役 株式会社アイマックスis代表取締役	再任 社外 独立

再任 再任役員候補者

社外 社外役員候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

【ご参考】取締役候補者の有する見識及び経験

本株主総会における第3号議案が承認可決された場合の、当社取締役が有する見識及び経験は以下のとおりです。

	氏名	地位	企業経営	営業/ マーケティング	建築/ 品質管理	財務会計/ ファイナンス	人材開発/ 組織開発	コンプライアンス/ リスク管理	DX推進
1	原田 英明	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	○
2	柿崎 宏治	常務取締役	○	○			○	○	○
3	義澤 俊介	常務取締役	○			○	○	○	○
4	鈴木 真	取締役		○				○	
5	三平 慎也	取締役		○	○			○	
6	福眞 吉葉	取締役		○				○	
7	川田 幸司	取締役		○				○	
8	太田 明	取締役			○			○	
9	小林 大祐	社外取締役	○	○			○	○	
10	板倉 雅明	社外取締役	○	○			○	○	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	はら だ ひで あき 原 田 英 明 （1968年7月8日）	1999年 5月 当社入社 1999年 6月 当社取締役 1999年 6月 当社社長室長補佐 2000年 7月 当社マンション事業部長 2005年 4月 当社代表取締役社長（現任）	745,000株
		取締役候補者とした理由 2005年4月より当社代表取締役社長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と経営全般に関する見識から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したため、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	かき ざき こう じ 柿 崎 宏 治 （1971年10月22日）	1994年 4月 当社入社 2007年 4月 当社営業推進部長 2012年 4月 当社執行役員 2012年 8月 当社執行役員マンション事業部長 2013年 6月 当社取締役執行役員 2013年 9月 当社マンション事業建設部、事業企画部、品質管理部管掌兼 マンション事業建設部長 2014年 7月 当社マンション事業建設部、品質管理部担当兼マンション事 業建設部長 2016年 4月 当社開発事業本部長 2018年 1月 当社名古屋支店開設準備室長 2018年10月 当社名古屋支店長 2019年 4月 当社流通事業本部担当（現任） 2021年 8月 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役（現任） 2022年 4月 当社常務取締役執行役員（現任）	6,600株
		取締役候補者とした理由 開発事業本部長、名古屋支店長等を経て2022年4月に当社常務取締役に就任し、現在は流通事業本部担当を務め、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行い、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したため、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	よしざわ しゅんすけ 義澤 俊介 (1957年1月9日)	2007年 4月 当社入社	4,800株
		2011年 4月 当社経理部統括部長	
		2012年 4月 当社執行役員経理部担当	
		2013年 6月 当社取締役執行役員	
		2014年 1月 当社経理部、業務部、関係会社担当	
		2014年 1月 明和ファイナンス株式会社代表取締役（現任）	
		2014年 4月 当社経理部、業務部担当	
		2016年 4月 当社管理本部長、経理部担当	
		2018年 1月 当社経理部長	
		2019年 4月 当社管理本部担当兼経理部長	
		2019年 7月 当社経営企画本部、管理本部、関係会社担当	
		2021年 6月 当社管理本部、関係会社担当（現任）	
		2022年 4月 当社常務取締役執行役員（現任）	
		2022年 4月 明和管理株式会社代表取締役（現任）	
2022年 4月 明和ライフサポート株式会社代表取締役（現任）			
取締役候補者とした理由 2022年4月に当社常務取締役に就任し、現在は管理本部、関係会社担当及び関係会社3社の代表取締役に務め、当社グループ経営を牽引し、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行い、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	すずき しんま 鈴木 真 (1973年8月24日)	1998年 4月 当社入社	3,300株
		2012年 4月 当社営業七部長	
		2012年 8月 当社営業部統括部長	
		2013年 4月 当社執行役員	
		2016年 4月 当社営業本部長	
		2016年12月 当社営業本部長、支店担当	
		2017年10月 当社営業本部長、営業推進本部長、支店担当	
		2018年 1月 当社営業本部、営業推進本部、支店担当	
		2018年 6月 当社取締役執行役員（現任）	
		2021年 1月 当社営業推進本部担当	
		2021年11月 当社流通事業本部長（ウェルスソリューション部担当）（現任）	
取締役候補者とした理由 2018年6月に当社取締役に就任し、現在は流通事業本部長（ウェルスソリューション部担当）として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	み ひら しん や 三 平 慎 也 (1975年10月28日)	1998年 4月 当社入社	4,000株
		2016年 4月 当社マンション事業建設一部長	
2017年 4月 当社執行役員			
2018年 1月 当社開発事業本部担当（現任）			
2019年 6月 当社取締役執行役員（現任）			
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2019年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部担当として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	ふく ま よし のぶ 福 真 吉 葉 (1977年12月13日)	2000年 4月 当社入社	1,400株
		2016年 4月 当社マンション事業建設二部長	
2017年 4月 当社執行役員			
2018年 1月 当社開発事業本部長			
2020年10月 当社開発事業本部長（マンション事業部担当）（現任）			
2021年 6月 当社取締役執行役員（現任）			
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2021年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部長（マンション事業部担当）として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	かわ た こう じ 川 田 幸 司 (1978年8月19日)	2001年 4月 当社入社	1,500株
		2012年 4月 当社札幌支店長	
2014年 1月 当社営業統括部長			
2014年 6月 当社執行役員			
2018年 1月 当社営業本部長			
2020年10月 当社営業本部、札幌支店担当			
2021年 1月 当社営業本部、支店担当（現任）			
2021年 6月 当社取締役執行役員（現任）			
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2021年6月に当社取締役に就任し、現在は営業本部及び支店担当として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	おお たく あきら 太田 明 (1960年8月4日)	2011年 4月 当社入社 2016年 4月 当社マンション事業建設一部長 2018年 6月 当社開発事業副本部長 2019年 4月 当社執行役員 2020年10月 当社開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当) (現任) 2021年 6月 当社取締役執行役員 (現任)	700株
	取締役候補者とした理由 2021年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当) として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	こ ばやし だい すけ 小林 大祐 (1969年3月3日)	2001年 5月 ワコー電子株式会社取締役営業部長 2006年 4月 同社代表取締役社長 (現任) 2008年 4月 株式会社グリーン電子非常勤取締役 2015年 6月 当社社外取締役 (現任) 2019年 5月 株式会社グリーン電子代表取締役社長 (現任)	3,900株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を有しており、その知見と見識を活かして、当社の経営全般にわたる助言とともに、業務執行者から独立した立場で当社の経営を監督していくことが期待されており、引き続き社外取締役候補者としております。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
10	いた くら まさ あき 板倉 雅明 (1968年4月9日)	2012年10月 株式会社ランドマーク代表取締役 2014年 5月 株式会社アイマックスis設立 代表取締役 (現任) 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)	1,700株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 不動産業界での長年にわたる豊富な実務経験を有していることから、当社の業務に対する適切な意見、助言を通じた企業価値向上に資することに加え、業務執行者から独立した立場で当社の経営を監督していくことが期待されており、引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林大祐氏及び板倉雅明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小林大祐氏及び板倉雅明氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林大祐氏が7年、板倉雅明氏が3年となります。
4. 当社は、小林大祐氏及び板倉雅明氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。小林大祐氏及び板倉雅明氏の再任が承認された場合は、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小林大祐氏及び板倉雅明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第35回定時株主総会において補欠監査役に選任された田邊勝己氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
た なべ かつ き 田 邊 勝 己 (1960年11月25日)	1989年 4月 弁護士登録 2013年 7月 弁護士法人カイロス総合法律事務所代表社員	一株

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 田邊勝己氏と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
2. 田邊勝己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田邊勝己氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。
- 田邊勝己氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

役員賞与支給の件

当事業年度の社外取締役を除く取締役8名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額106,200,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告27頁から29頁に記載のとおりであり、本議案は相当であると判断しております。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言等が断続的に発出されましたが、ワクチン接種の進捗等により、社会経済活動が徐々に再開されたことから持ち直しの動きが見られました。しかしながら、年明け以降は、国内においてはオミクロン株の流行等による個人消費の落ち込みが見られ、また国外においてはサプライチェーンの混乱やロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰等、先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループの主力市場である首都圏マンション市場におきましては、在宅勤務の普及による良質な住まいに対する関心の高まりから需要は底堅く推移しており、販売価格の上昇が続くなかでも発売戸数・契約率ともに前年度を上回っております。

このような環境下、当社グループにおきましては、いわゆるウィズコロナ社会における市場のニーズを捉えた商品開発に注力するとともに、非対面でのWeb接客サービス「リモート クリオ」を積極的に活用しながら営業活動を継続してまいりました。また顧客サービス面において、業界最長となる保証期間15年の住宅設備の保証サービス「クリオ サポート15」の提供を開始する等、入居した後のお客様の満足度向上に向けた取組みを推進しました。

この結果、契約高は前期と比べ114億1百万円増加し548億33百万円、期末契約残高は前期末比101億93百万円増加し528億84百万円となっております。

当連結会計年度における業績については、契約済住戸の引渡しを着実に進め、売上高572億9百万円（前期は501億9百万円）、営業利益41億69百万円（前期比15.0%増）、経常利益31億60百万円（同5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益25億97百万円（同4.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

これに伴い、当連結会計年度における売上高は、3億63百万円減少しております。

そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、売上高については前連結会計年度と比較しての増減額及び対前期増減率を記載しておりません。

	第35期 (2021年3月期)	第36期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	50,109	57,209	—	—
営業利益	3,626	4,169	543	15.0%
経常利益	3,007	3,160	152	5.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,721	2,597	△123	△4.5%

(注) 売上高については、増減額及び対前期増減率を記載しておりません。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

・不動産販売事業

不動産販売事業におきましては、新築分譲マンション873戸（前期比43戸増）、買取再販による中古マンション86戸（前期比17戸増）の引渡しを行ったこと等から、売上高は509億31百万円（前期は436億66百万円）、セグメント利益は42億82百万円（前期比18.2%増）となりました。

・不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、売上高は9億72百万円（前期は10億82百万円）、セグメント利益は4億50百万円（前期比33.4%増）となりました。

・不動産管理事業

不動産管理事業におきましては、売上高は50億40百万円（前期は49億10百万円）、セグメント利益は2億90百万円（前期比16.9%減）となりました。

・その他事業

その他事業におきましては、住設企画販売事業を中心に、売上高は2億64百万円（前期は4億49百万円）、セグメント利益は92百万円（前期比0.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1億77百万円であり、主に販売拠点の設備に投資いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、従来どおり金融機関等からの借入及び自己資金によって充当しており、大きな変動はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第33期 (2018年度)	第34期 (2019年度)	第35期 (2020年度)	第36期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	49,971	40,531	50,109	57,209
経常利益	(百万円)	2,431	1,058	3,007	3,160
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,034	496	2,721	2,597
1株当たり当期純利益		81.74円	19.94円	109.32円	110.04円
総資産	(百万円)	71,200	80,434	76,051	95,708
純資産	(百万円)	23,712	23,440	25,818	26,568

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明和管理株式会社	400百万円	100%	不動産管理事業、その他事業
明和ファイナンス株式会社	200百万円	100%	その他事業
明和ライフサポート株式会社	10百万円	100% (100%)	不動産管理事業
タケイチバリュアブル不動産株式会社	50百万円	100%	不動産販売事業、不動産賃貸事業

- (注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 2021年9月1日付でタケイチバリュアブル不動産株式会社を株式取得により連結子法人といたしました。

(4) 対処すべき課題

海外情勢の混乱が日本経済に与える影響や円安の進行等に十分注意していく必要があるほか、国内における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の懸念は払拭できず、景気の見通しは不透明な状況にあります。

当社グループの主力市場である首都圏マンション市場におきましては、国内の金融政策に大きな変更がない限りは、住宅ローンの金利は低い水準が続く見込みであり、住宅に対する需要が底堅く推移することが期待されます。

当社は、2021年12月に、2022年4月からの東京証券取引所の市場区分見直しに関して「プライム市場」を選択するとともに、新市場区分の上場基準の適合に向けた計画書（以下、適合計画といいます。）を提出いたしました。

また2022年2月には、適合計画の方針に従った2023年3月期から2027年3月期までの5カ年を計画期間とした「新中期経営計画」を公表いたしました。本計画の達成による中長期的な成長と企業価値の向上を図り、適合計画の実現に繋げるべく、事業に取り組んでまいります。

①コア事業の増強と新事業領域への展開

当社グループのコア事業である分譲事業、流通事業、管理事業のさらなる増強を図ります。

◇分譲事業

当社の根幹をなす分譲事業においては、事業の要である用地仕入の強化と、ニーズを捉えた付加価値の高い住まいづくりに取り組み、適合計画の最終年度には引渡し戸数1,200戸を目標としています。

競争が一層激化している用地仕入については、人員の増強による情報入手の強化に加え、大規模物件への取り組みやJV案件への参画といった事業手法の多様化を推進してまいります。

また、得意とする東京、神奈川の都心エリアに加え、埼玉、千葉における仕入強化を図っており、2021年4月に開設した仕入拠点である「さいたま事業所」においては着実に仕入実績を積み上げています。

当社はコロナ禍における生活様式の変化に素早く対応し、非接触等の先進設備を備えた「アタラシエ」を迅速に提供するなど、顧客ニーズを捉えた商品企画を行ってまいりました。今後もこうした取り組みを進め、他社商品との差別化を図ります。

販売においては、2020年5月より非対面でのWeb接客サービス「リモート クリオ」を積極的に取り入れ、コロナ禍においても営業活動を継続してまいりました。今後は当社の強みである対面営業に加え、DXを活用した質の高い提案営業の実施、IT重説や電子契約の導入による顧客利便性の向上に努め、満足度の向上に努めてまいります。

◇流通事業

重点強化事業である流通事業において、人員の増強や店舗の拡張移転を行うことで、既存店舗の収益向上を図ります。また、首都圏をはじめとして、福岡、名古屋といった支店所在地において新店舗の出店を進めることで、一層の収益拡大に努めてまいります。

買取再販事業においては、従来主体としていた自社分譲物件の買取りに加え、他社分譲物件の買取強化や不動

産M&A等の多様な仕入手法を用いることで、業績の向上を目指します。

なお、2022年4月に買取再販事業における仕入専任部署を設置し、仕入強化に努めております。

◇管理事業

管理事業においては、DXを利用したマンション管理システムである「kanri.online」の導入による顧客サービスの向上や業務効率化の推進を図ります。

「kanri.online」を含めたサービス品質の高さを強みとして、自社物件の管理に加え、他社管理物件の受託強化による管理戸数の増強に努め、適合計画の最終年度には管理受託戸数53,000戸を目指します。

これらのコア事業の増強に加え、商品、ターゲット層の拡充を図り、新事業領域への展開を進めてまいります。

具体的な取り組みとしては、2021年1月に富裕層に向けた新事業としてウェルスソリューション事業を立ち上げ、商品の仕入・販売の両面で実績を積み上げており、さらなる成長のための顧客基盤の確立に向けた活動を展開しております。

これまで既存事業で培ってきた当社グループの強みを活かし、今後も新たな取り組みに挑戦し、事業領域の拡大に努めてまいります。

②株主還元強化

当社は、財務体質の強化に不可欠な内部留保を確保しつつ、長期安定配当を通じた株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。

今後につきましては、業績に応じて増配等による株主還元強化を進めていく方針です。

すでに当期の配当につきましては、一株あたり30円から5円増配し、35円といたしました。

また、翌期につきましても、コア事業における収益確保に努め、期末配当金として1株あたり35円を予定しております。

③SDGsを意識した企業活動の推進

当社はこれまで、事業活動やCSR活動等を通じ、SDGs達成に向けた取り組みを積極的に推進してまいりました。

事業活動においては、環境共生型住宅や低炭素住宅、ZEH[※]-M（ゼッチ・マンション）の開発に取り組み、環境に配慮した住まいづくりを目指しています。

CSR活動においては、小学生向けサッカー大会への特別協賛、湘南エリアでのビーチクリーン活動、ライフセーバー活動協賛のほか、道庁との包括連携協定に基づき、北海道の活性化に向けた協働事業に取り組んでいます。

今後も社外の知見を活用し、社内における議論を深め、取り組むべき課題を再整理し、事業活動を通じたSDGsの達成や社会課題の解決に向けた取り組みをより一層推進することで、サステナブルな社会の実現を目指してまいります。

※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅です。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産販売事業	マンション等の開発・分譲、不動産売買仲介、買取再販
不動産賃貸事業	マンション等の賃貸、賃貸管理
不動産管理事業	マンション等の総合管理、マンション等の管理員・清掃業務
その他事業	インテリア用品及び住設機器の企画・販売、住宅ローン、広告代理業務

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
明和地所株式会社	本社 (東京都渋谷区) 札幌支店 (北海道札幌市中央区) 福岡支店 (福岡県福岡市中央区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区)
明和管理株式会社	本社 (東京都渋谷区)
明和ファイナンス株式会社	本社 (東京都渋谷区)
明和ライフサポート株式会社	本社 (東京都渋谷区)
タケイチバリュアブル不動産株式会社	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
523名 (1,109名)	45名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
336名 (46名)	33名増 (11名増)	35.8歳	7.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,296百万円
株式会社北陸銀行	5,375
朝日信用金庫	4,803
株式会社あおぞら銀行	4,475
株式会社東京スター銀行	4,136
株式会社三井住友銀行	3,535

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 104,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 24,893,734株 |
| ③ 株主数 | 10,069名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社英興発	9,751千株	41.5%
株式会社明建システム	1,173	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,172	5.0
原田 英明	745	3.1
高杉 仁	745	3.1
高杉 純	745	3.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	501	2.1
株式会社スペース・P	400	1.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	278	1.1
原田 耕次	200	0.8

(注) 1. 当社は、自己株式を1,446千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原田 英明	
取締役執行役員	鈴木 真	流通事業本部長 (ウェルスソリューション部担当)
取締役執行役員	柿崎 宏治	流通事業本部担当 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役
取締役執行役員	義澤 俊介	管理本部、関係会社担当 明和ファイナンス株式会社代表取締役
取締役執行役員	三平 慎也	開発事業本部担当
取締役執行役員	福眞 吉葉	開発事業本部長 (マンション事業部担当)
取締役執行役員	川田 幸司	営業本部、支店担当
取締役執行役員	太田 明	開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当)
取締役	小林 大祐	ワコー電子株式会社代表取締役社長 株式会社グリーン電子代表取締役社長
取締役	板倉 雅明	株式会社アイマックスis代表取締役
常勤監査役	山本 大介	
常勤監査役	水野 雄介	
監査役	中村 満	株式会社神奈川建設産業通信社代表取締役
監査役	古藤 昇司	

- (注) 1. 取締役小林大祐氏及び取締役板倉雅明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本大介氏、監査役中村満氏及び監査役古藤昇司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本大介氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役水野雄介氏は、過去に当社の法務・総務部門において、長年にわたり業務に携わり、当社全般に関する豊富な経験・識見を有しております。
5. 当社は、取締役小林大祐氏、取締役板倉雅明氏及び監査役古藤昇司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度後の取締役の地位及び重要な兼職の異動 (2022年4月1日付)

氏名	異動前	異動後
柿崎 宏治	取締役 執行役員 流通事業本部担当 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役	常務取締役 執行役員 流通事業本部担当 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役
義澤 俊介	取締役 執行役員 管理本部、関係会社担当 明和ファイナンス株式会社代表取締役	常務取締役 執行役員 管理本部、関係会社担当 明和管理株式会社代表取締役 明和ファイナンス株式会社代表取締役 明和ライフサポート株式会社代表取締役

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	359 (12)	232 (12)	106 (-)	20 (0)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	50 (40)	47 (38)	- (-)	3 (2)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	410 (53)	280 (50)	106 (-)	23 (2)	14 (5)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動に関する事項

当社は、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう短期の業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。業績指標は、経常利益であり、取締役の職位（経営等に対する責任の範囲）及び担当事業の実績を勘案の上で報酬額を決定しております。当該指標を選択した理由は、経常利益の成長が企業価値向上の観点から会社経営の重要な指標であると考えているためであります。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は19頁に記載のとおりであります。

二. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 取締役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第10回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第10回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額106百万円（社外取締役を除く取締役8名に対し106百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額23百万円（取締役10名に対し20百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役4名に対し3百万円（うち社外監査役3名に対し2百万円））。

ヘ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額の決定に際しては、当社の業績拡大及び持続的な成長に向けて取締役のモチベーションアップを促進することで、当社の企業価値向上を図ることを基本方針とする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額報酬及び退職慰労金で構成され、月額報酬は、経済情勢の変動や関連する業界の水準等を考慮し、経営の意思決定及び担当部門の業務監督の職責の対価として報酬額を決定する。退職慰労金は、役位及び在任期間を勘案の上、定めた金額に在任中に功労等のある場合は一定の加算または減算した額で決定する。なお、社外取締役は月額報酬及び退職慰労金のみとする。

3. 業績連動報酬等に関する方針

賞与は業績連動報酬としており、当該期の業績と取締役の職位（経営等に対する責任の範囲）及び実績を勘案の上で報酬額を決定する。

4. 非金銭報酬等に関する方針

当社は現状の報酬体系が適切であると判断しており、ストックオプション等の非金銭報酬等については導入していない。今後、これらの報酬が健全なインセンティブとして機能するための仕組みについては、必要に応じて検討していく。

5. 報酬等の割合に関する方針

当社では役員報酬として基本報酬と賞与の割合を特段、定めてはいない。今後、非金銭報酬の導入を検討していく過程において割合についても併せて検討していく。

6. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬については毎月定められた日に支給し、報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額内で決定する。賞与は、当該期の業績等を勘案した報酬額を定時株主総会に上程し、株主総会決議を得たうえで、定時株主総会後に開催される取締役会終了後に支給する。退職慰労金は、職務、在職年数等に応じた当社「役員退職慰労金規程」に基づき、具体的金額・時期及び方法等については取締役会に一任する旨の株主総会決議を得たうえで支給する。

7. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、取締役会の決議を以て代表取締役に再一任することとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

8. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項なし

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長原田英明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

チ. 社外役員が親会社及び子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小林大祐氏は、ワコー電子株式会社の代表取締役社長及び株式会社グリーン電子の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役板倉雅明氏は、株式会社アイマックスisの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役中村満氏は、株式会社神奈川建設産業通信社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小林 大祐	当事業年度開催の取締役会21回中19回に出席し、企業経営者としての長年の経験を活かし、企業運営の方向性や組織体制等に関する有用な助言等を適宜行っております。
社外取締役 板倉 雅明	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席し、不動産業界における長年の業務経験から、業務実態に即した適切な意見等を適宜行っております。
社外監査役 山本 大介	当事業年度開催の取締役会21回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる財務及び会計業務の経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 中村 満	当事業年度開催の取締役会21回中16回、監査役会14回中12回に出席いたしました。長年にわたる不動産業界及び建設業界での業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 古藤 昇司	当事業年度開催の取締役会21回中20回、監査役会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる不動産業界及び建設業界での業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び執行役員並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「明和地所グループ 行動規範」等の実践的運用がなされる体制を構築する。
- ロ. 部門ごとに上記体制を構築、運用するものとし、コンプライアンス委員会がこれを統括することで当社全体としてのコンプライアンス体制の整備、運用に努める。
- ハ. 取締役及び執行役員は、上記基本方針等を率先垂範して実践するとともに、使用人に対する継続的な啓発教育を行う。
- ニ. 取締役及び執行役員並びに使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を認識した場合には、ヘルプライン運用規程に従い、当該事実を報告する。また、当社は実効性確保のため、社内及び社外に通報手段を確保するとともに、通報を行った取締役、執行役員又は使用人に不利益がないことを保障する。
- ホ. 監査室を業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門と位置付け、各部門における問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を文書取扱規程に基づき、適切に保存、管理する。
- ロ. 当該情報につき取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本社において閲覧が可能な方法により保存を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 企業の継続性を担保するため、損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。

- ロ. リスク管理委員会は、リスク管理の基本方針を含むリスク管理規程を制定し、各部門におけるリスク管理の整備、運用を統括する。
- ハ. 取締役及び執行役員は、リスク管理における主導的な役割を果たすとともに使用人に対する継続的な啓発教育を行う。
- 二. 事故等発生時には所管部門よりの報告に基づき、リスク管理委員会及び取締役会において迅速、適切な対応を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員に権限委譲を行い、担当業務と職務権限を明確にすることにより、効率的に業務を遂行できる体制をとる。
- ロ. 取締役間の連携の有効性を高め、経営上の重要事項を組織横断的に検討、決定するために、取締役及び執行役員並びに主要な使用人で構成される経営戦略会議及び部門長会議を設置し、意思決定及び業務執行の迅速化を図る。
- ハ. 取締役は、執行役員及び使用人に対して分掌業務に関する経営上の目標を明確化しその浸透を図る。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 子会社の業務の適正を確保するため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「明和地所グループ 行動規範」を当社グループにおいて共有し、同基本方針等の実践的運用がなされる体制を子会社の実情に合わせて構築する。
 - b. 当社経営企画部による統括管理を行うとともに、当社監査室による内部監査を実施する。
- ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社の代表取締役社長、子会社担当執行役員、常勤監査役及び子会社の取締役等で構成される関係会社会議を定期的開催し、子会社の経営全般に関する重要事項を報告、協議する。
 - b. 子会社担当執行役員は、子会社の業務、取締役等及び使用人の職務執行の状況について、当社取締役会に報告を行う。
 - c. 統括部門である経営企画部は、子会社からの報告を受領し、必要に応じた協議・指導を行う。

- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 子会社の取締役会は、リスク管理規程を制定し、統括部門である経営企画部と協議のうえ、同規程に従い、リスクに対応する。
 - イ. 当社グループ全体への影響が予見される事項やグループ横断的な対処が必要な事項については、当社リスク管理委員会が所管し、統一的に対応する。
- 二. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 子会社の取締役会は、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、取締役等の担当業務と職務権限を明確にすることにより、効率的に業務を遂行できる体制をとる。
 - イ. 関係会社会議を定期的で開催し、経営情報の共有等を図ることにより、当社グループとしての整合性のとれた企業運営を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人及び監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができ、監査室及び指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その依頼に関し、取締役その他の者からの指揮命令を受けないものとする。
- ロ. 当該使用人の異動等については、監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- イ. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役、執行役員及び使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。
- ロ. 子会社の取締役等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の取締役等及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又は経営企画部に報告する。
- ハ. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
ヘルプライン運用規程に準じ、当該報告を行った者に対して不利な取扱いを行わないことを保障する。

⑨ 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、監査役に対して、取締役会のほか経営戦略会議等の重要な会議に出席することを求めており、その際、必要に応じて議事内容を事前に、資料に基づき説明する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．当社グループは、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けており、「明和地所グループ行動規範」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした対応をする。」ことを遵守すべき基本的な規範としている。

ロ．総務部を反社会的勢力の対応部門とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図り、事案に応じて対応することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」、「明和地所グループ行動規範」を制定し、全役職員がその実践に努めております。

また、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、重要なコンプライアンス上の課題についての審議、取締役会・代表取締役への報告・提案を行っております。

② 損失の危険の管理に関する体制

リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の検証及び見直しを行っております。

③ 企業集団における業務の適正を確保する体制

経営企画部による統括管理を行うとともに、監査室による内部監査を実施しております。

また、当社及び子会社の役職員で構成される関係会社会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受けるとともに、各子会社の経営計画の進捗状況等を確認しております。

④ 監査に関する体制

内部監査については、業務執行部門から独立した監査室が内部監査計画に基づき、監査を実施しております。

また、監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換をしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	85,838
現金及び預金	27,699
受取手形及び売掛金	278
販売用不動産	8,867
仕掛販売用不動産	47,794
営業貸付金	554
未収還付法人税等	1
その他	644
貸倒引当金	△1
固定資産	9,869
有形固定資産	7,662
建物及び構築物	2,263
土地	5,230
その他	169
無形固定資産	68
ソフトウェア	13
のれん	17
電話加入権他	37
投資その他の資産	2,138
投資有価証券	48
繰延税金資産	761
退職給付に係る資産	238
その他	1,147
貸倒引当金	△57
資産合計	95,708

科目	金額
負債の部	
流動負債	36,525
支払手形及び買掛金	4,164
電子記録債務	9,117
短期借入金	8,690
1年内返済予定の長期借入金	8,189
未払法人税等	327
未払費用	226
前受金	3,716
賞与引当金	503
役員賞与引当金	106
その他	1,483
固定負債	32,613
長期借入金	31,768
役員退職慰労引当金	226
退職給付に係る負債	195
その他	423
負債合計	69,139
純資産の部	
株主資本	26,583
資本金	3,537
資本剰余金	5,395
利益剰余金	18,616
自己株式	△965
その他の包括利益累計額	△14
退職給付に係る調整累計額	△14
純資産合計	26,568
負債・純資産合計	95,708

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		57,209
売上原価		44,276
売上総利益		12,932
販売費及び一般管理費		8,762
営業利益		4,169
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
その他	129	129
営業外費用		
支払利息	607	
その他	531	1,139
経常利益		3,160
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	24	
その他	0	24
税金等調整前当期純利益		3,142
法人税、住民税及び事業税	599	
法人税等調整額	△55	544
当期純利益		2,597
親会社株主に帰属する当期純利益		2,597

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,537	5,395	16,889	△0	25,823
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,537	5,395	16,889	△0	25,823
当期変動額					
剰余金の配当			△871		△871
親会社株主に帰属する当期純利益			2,597		2,597
自己株式の取得				△965	△965
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	1,726	△965	760
当期末残高	3,537	5,395	18,616	△965	26,583

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△5	△5	25,818
会計方針の変更による 累積的影響額			—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△5	△5	25,818
当期変動額			
剰余金の配当			△871
親会社株主に帰属する当期純利益			2,597
自己株式の取得			△965
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	750
当期末残高	△14	△14	26,568

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

明和管理株式会社、明和ファイナンス株式会社、明和ライフサポート株式会社、タケイチバリュアブル不動産株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

明和地所住宅販売株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

明和地所住宅販売株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、これらの会社に対する投資勘定については、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他の棚卸資産

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度にて一括費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 不動産販売事業

イ. マンション分譲

マンション分譲は、用地の仕入れから完成まで行ったマンションの各分譲住戸を主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。なお、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部を売上高から控除して表示する方法に変更しております。

ロ. 売買仲介

不動産の仲介は、不動産の売買の際に買主と売主の間に立ち売買契約を成立させる事業であり、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する義務を負っております。

当該履行義務は媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

ハ. 買取再販

買取再販は、中古マンション等を取得しリノベーション等により資産価値を高めた後、主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

② 不動産賃貸事業

賃貸管理

賃貸管理は、オーナー所有物件の賃貸管理、建物管理、サブリース業務及び入居者の退去後の原状回復工事等を行っております。

当該業務にかかる履行義務はそれぞれのサービスが提供される一時点で充足されるものであり、サービスの提供が完了した時点において収益を計上しております。また、原状回復工事は工事期間がごく短いため、工事完了時点において収益を計上しております。なお、一部の取引について顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

③ 不動産管理事業

イ. マンション管理

マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等マンションの総合管理業務を行っております。

当該業務にかかる履行義務は、管理組合との管理委託契約に基づきそれぞれのサービスが提供される時点で充足されるものであり、個々のサービスの提供が完了した時点で収益を計上しております。

ロ. リニューアル

マンション共用部分の建物・給水設備診断及び大規模修繕工事コンサルティング業務を行っており、主として管理組合から設計業務及び工事監理業務を委託され代行する義務となりますが、一部工事については工事請負契約を締結し工事を完了させる義務を負っております。

当該履行義務は工事期間がごく短いため、工事完了時点において収益を計上しております。

ハ. 保険代理店

保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険会社を代理して管理組合や個人と保険契約を締結することにより、保険契約の媒介及び代理行為に伴う手数料が各保険会社との間で発生する事業であり一連の業務に関する義務を負っております。

当該履行義務は個々の保険契約ごとの残存有効契約期間にわたって充足されるものであり、各期間において収益を計上しております。

④ その他事業

イ. リフォーム工事

建築工事を請け負う事業であり、主に一般消費者との建物工事請負契約に基づき、建築工事を完成させる義務を負っております。

当該履行義務は工事期間がごく短いため、工事完了時点において収益を計上しております。

ロ. 住宅設備機器の企画・販売

住宅設備機器の販売を行う事業であり、主に一般消費者へ商品の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。なお、一部の取引について顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため連結会計年度末における有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の期間費用として処理しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 広告宣伝費の処理方法

不動産分譲において発売前に発生した広告宣伝費を前払費用として計上し、発売時に費用処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点は次のとおりであります。

(1) 顧客に支払われる対価に係る収益認識

販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を売上高から控除して表示する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3億63百万円減少し、売上原価は3億16百万円減少し、販売費及び一般管理費は47百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益へ与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 761百万円
(繰延税金負債と相殺する前の金額は858百万円)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は分譲マンションの予想引渡戸数であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である分譲マンションの予想引渡戸数は、見積りの不確実性が高く、引渡戸数が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与え、繰延税金資産の取崩しが生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	230百万円
販売用不動産	7,664百万円
仕掛販売用不動産	45,036百万円
営業貸付金	523百万円
建物及び構築物	681百万円
土地	364百万円
その他(有形固定資産)	6百万円
計	54,507百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	6,843百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,569百万円
長期借入金	29,907百万円
計	43,319百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,351百万円

(3) 保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して、抵当権設定登記完了までの間、金融機関等20社に対し、次のとおり連帯債務保証を行っております。

8,810百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	24,893千株	－千株	－千株	24,893千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	871百万円	35円	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	820百万円	35円	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により事業に必要な資金を調達しております。当社グループでは、連結子会社において、住宅ローン等金融事業を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引ごとに個別の検討を行い、リスク低減を図っております。営業貸付金は住宅ローンを主体としたものであり、四半期ごとに与信リスクの見直しを実施しております。また、投資有価証券は主として株式形態のゴルフ会員権であり、四半期ごとに内容の精査を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金・電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日となっております。借入金の用途はプロジェクト資金及び設備投資資金（原則として長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額28百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収還付法人税等、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*2)	時価 (*2)	差額
(1) 営業貸付金	554		
貸倒引当金(*1)	△0		
	553	558	4
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	20	20	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	(39,957)	(40,009)	52

(*1) 営業貸付金に対して貸倒実績率を用いて計算した貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	20	－	20

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	－	558	－	558
長期借入金	－	40,009	－	40,009

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場での取引頻度は低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、首都圏を中心に、賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は230百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,938	△95	5,843	5,873

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主なものは遊休資産の除却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等については連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産管理事業	計		
一時点で移転される財	50,931	49	4,997	55,977	239	56,216
一定の期間にわたり移転される財	—	—	43	43	—	43
顧客との契約から生じる収益	50,931	49	5,040	56,021	239	56,260
その他の収益	—	923	—	923	25	948
外部顧客への売上高	50,931	972	5,040	56,944	264	57,209

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住設企画販売事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債等の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	275	272
契約負債		
前受金	2,928	3,661
その他	78	167
計	3,006	3,829

契約負債は、主として不動産販売事業におけるマンション分譲等の顧客との不動産売買契約に基づき、受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

1年以内 2,717百万円

1年超 1,111百万円

当該履行義務は、主として不動産販売事業におけるマンション分譲等に関するものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,133円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 110円04銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり情報に関する注記については四捨五入し、その他の項目につきましては端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	80,747
現金及び預金	25,544
売掛金	38
販売用不動産	6,777
仕掛販売用不動産	47,799
貯蔵品	26
前払費用	169
その他	392
貸倒引当金	△0
固定資産	11,833
有形固定資産	7,137
建物	2,101
構築物	19
機械及び装置	6
車両運搬具	0
器具備品	37
リース資産	122
土地	4,850
無形固定資産	38
電話加入権	32
ソフトウェア	5
リース資産	0
投資その他の資産	4,656
投資有価証券	25
関係会社株式	723
前払年金費用	61
繰延税金資産	733
破産債権・更生債権等	14
その他	3,136
貸倒引当金	△38
資産合計	92,580

科目	金額
負債の部	
流動負債	35,050
電子記録債務	9,437
工事未払金	3,545
短期借入金	7,195
1年内返済予定の長期借入金	8,189
1年内返済予定の関係会社長期借入金	595
リース債務	31
未払金	395
未払費用	131
未払法人税等	303
未払消費税	120
前受金	3,576
預り金	1,002
賞与引当金	420
役員賞与引当金	106
その他	0
固定負債	32,532
長期借入金	31,768
リース債務	91
退職給付引当金	150
役員退職慰労引当金	211
その他	311
負債合計	67,583
純資産の部	
株主資本	24,997
資本金	3,537
資本剰余金	5,395
資本準備金	5,395
利益剰余金	17,029
利益準備金	579
その他利益剰余金	16,450
繰越利益剰余金	16,450
自己株式	△965
純資産合計	24,997
負債・純資産合計	92,580

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		51,991
売上原価		41,259
売上総利益		10,731
販売費及び一般管理費		6,932
営業利益		3,798
営業外収益		
受取利息及び配当金	316	
その他	171	488
営業外費用		
支払利息	610	
その他	518	1,128
経常利益		3,158
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	24	
その他	0	24
税引前当期純利益		3,140
法人税、住民税及び事業税	474	
法人税等調整額	△44	430
当期純利益		2,710

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,537	5,395	5,395	579	14,611	15,190
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,537	5,395	5,395	579	14,611	15,190
当期変動額						
剰余金の配当					△871	△871
当期純利益					2,710	2,710
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	1,839	1,839
当期末残高	3,537	5,395	5,395	579	16,450	17,029

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△0	24,123	24,123
会計方針の変更による累積的影響額		－	－
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△0	24,123	24,123
当期変動額			
剰余金の配当		△871	△871
当期純利益		2,710	2,710
自己株式の取得	△965	△965	△965
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			－
当期変動額合計	△965	873	873
当期末残高	△965	24,997	24,997

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度にて一括費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 不動産販売事業

① マンション分譲

マンション分譲は、用地の仕入れから完成まで行ったマンションの各分譲住戸を主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。なお、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部を売上高から控除して表示する方法に変更しております。

② 売買仲介

不動産の仲介は、不動産の売買の際に買主と売主の間に立ち売買契約を成立させる事業であり、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する義務を負っております。

当該履行義務は媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

③ 買取再販

買取再販は、中古マンション等を取得しリノベーション等により資産価値を高めた後、主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を計上しております。

(2) 不動産賃貸事業

賃貸管理

賃貸管理は、オーナー所有物件の賃貸管理、建物管理、サブリース業務及び入居者の退去後の原状回復工事等を行っております。

当該業務にかかる履行義務はそれぞれのサービスが提供される一時点で充足されるものであり、サービスの提供が完了した時点において収益を計上しております。また、原状回復工事は工事期間がごく短いため、工事完了時点において収益を計上しております。なお、一部の取引について顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているので事業年度末における有効性の評価を省略しております。

(2) **退職給付に係る会計処理**

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) **消費税等の会計処理**

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の期間費用として処理しております。

(4) **連結納税制度の適用**

連結納税制度を適用しております。

(5) **広告宣伝費の処理方法**

不動産分譲において発売前に発生した広告宣伝費を前払費用として計上し、発売時に費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点は次のとおりであります。

(1) 顧客に支払われる対価に係る収益認識

販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を売上高から控除して表示する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は2億32百万円減少し、売上原価は1億85百万円減少し、販売費及び一般管理費は47百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) **当事業年度の計算書類に計上した金額**

繰延税金資産（純額） 733百万円

（繰延税金負債と相殺する前の金額は776百万円）

(2) **計算書類利用者の理解に資するその他の情報**

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	5,799百万円
仕掛販売用不動産	45,043百万円
建物	626百万円
構築物	12百万円
機械及び装置	6百万円
土地	222百万円
計	51,710百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	5,348百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,569百万円
長期借入金	29,907百万円
計	41,824百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,963百万円

(3) 保証債務

① 他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

明和ファイナンス株式会社 1,495百万円

② 当社顧客の住宅ローンに関して、抵当権設定登記完了までの間、金融機関等20社に対し次のとおり連帯債務保証を行っております。

8,810百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

金銭債権	2,171百万円
金銭債務	1,543百万円

(5) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

売掛金 31百万円

(6) 契約負債の金額

前受金	3,511百万円
預り金	167百万円
計	3,679百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 売上高	161百万円
② 仕入高	2,315百万円
③ 営業取引以外の取引高	545百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	0千株	1,446千株	－千株	1,446千株

(税効果会計に関する注記)

当社における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	11百万円
退職給付引当金	46百万円
役員退職慰労引当金	64百万円
未払事業税等	27百万円
棚卸資産評価損	231百万円
ゴルフ会員権評価損	23百万円
関係会社株式評価損	326百万円
繰越欠損金	3,253百万円
減損損失	552百万円
固定資産評価損	177百万円
控除対象外消費税等	11百万円
減価償却費超過額	38百万円
賞与引当金	128百万円
投資有価証券評価損	1百万円
その他	332百万円
繰延税金資産小計	5,228百万円
評価性引当額	△4,452百万円
繰延税金資産計	776百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△18百万円
その他	△24百万円
繰延税金負債計	△43百万円
繰延税金資産の純額	733百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等についてはリース契約により使用しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	明和管理(株)	400	その他事業	所有 直接 100.00	住設機器の 仕入	住設機器の仕入 (注1)	1,043	電子記録 債務	755
	明和ファイ ナンス(株)	200	その他事業	所有 直接 100.00	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注2)	-	1年内返済予 定の関係会社 長期借入金	595
						債務の保証 (注3)	1,495	-	-
タケイチバ リュアブル 不動産(株)	50	不動産販売事業	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	-	関係会社長期 貸付金	2,065	

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、他の一般的条件及び市場価格等を勘案して決定しております。
 2. 資金の借入及び資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
 3. 子会社の銀行借入金について保証等を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,066円08銭
 (2) 1株当たり当期純利益 114円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり情報に関する注記については四捨五入し、その他の項目につきましては端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

明和地所株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹之内 和徳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和地所株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和地所株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

明和地所株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹之内 和徳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和地所株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2022年5月23日

明和地所株式会社
代表取締役社長 原 田 英 明 殿

明和地所株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 本 大 介 ㊟

常勤監査役 水 野 雄 介 ㊟

監 査 役（社外監査役） 古 藤 昇 司 ㊟

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

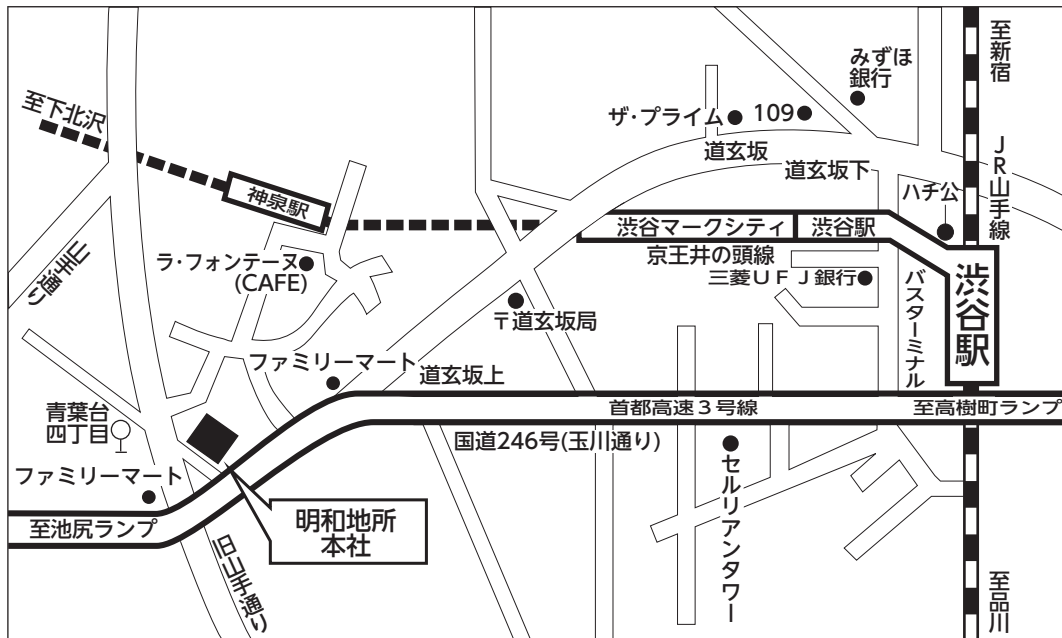
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以上

第36回定時株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所渋谷神泉ビル
当社 本社 2階会議室



◎駐車設備が充分ではありませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。